

2010年度第4回北陸公法判例研究会開催のご案内

晩秋の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、この度、下記の要領で北陸公法判例研究会を開催致します。万障お繰り合わせのうえ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

日時:12月12日(日)午後1時30分から

(★日曜日の開催とさせていただきますので、ご注意ください★)

場所:石川四高記念文化交流館 第2多目的利用室

(金沢市広坂2-2-5 ★いつもの会場と違いますので、ご注意ください★:次頁地図参照)

<http://www.pref.ishikawa.jp/shiko-kinbun/>

内容:【判例研究】

・米田雅宏(北海道大学)

「シャンピニオンエキスによる口臭、体臭及び便臭を消す効果を標ぼうする商品の不当表示事件(リコム事件)―公取委平成22年2月24日審決―」

(同審決は、<http://www.jftc.go.jp/shinketsu/shinketsuindex.html> から入手可能です)

参考文献

友岡史仁「判批」『速報判例解説』Vol.7(2010)273頁。

宇賀克也「判批」ジュリスト1401号(2010)80頁。

【判例研究】

・山崎友也(金沢大学)

「神社の鎮座2100年記念大祭に係る諸事業の奉賛を目的とする団体の発会式に地元市長が出席して祝辞を述べた行為が、憲法20条3項に違反しないとされた事例」

(最判平成22年7月22日 判時2087号26頁)

参考判例

最大判昭52・7・13 民集31・4・533(津地鎮祭事件)。

最判平5・2・16 民集47・3・1687(箕面忠魂碑・慰霊祭事件)。

最大判平9・4・2 民集51・4・1673(愛媛玉串料事件)。

最判平14・7・11 民集56・6・1204(鹿児島県知事大嘗祭参列事件)。

松山地判平13・4・27 判タ1058・290(旧新宮村観音像事件)。

参考文献

山崎友也「白山信仰と政教分離原則―地方公共団体による観光振興の憲法上の限界?」

法学セミナー2010年7月号52頁及び同稿で挙げた文献

